



平成28年10月31日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 日 本 デ ジ タ ル 研 究 所
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 前 澤 和 夫
(コード番号 6935 東証第1部)
問 合 せ 先 広 報 担 当 取 締 役 成 松 祐 二
(T E L . 0 3 - 5 6 0 6 - 3 1 1 1)

会 社 名 有 限 会 社 ジ ェ イ ・ デ ィ ・ エ ル 技 研
代 表 者 名 取 締 役 前 澤 和 夫
問 合 せ 先 弁 護 士 檀 柔 正 / 同 盛 里 吉 博 / 同 田 中 貴 大
(T E L . 0 3 - 6 8 8 8 - 1 0 0 0)

**有限会社ジェイ・ディ・エル技研による株式会社日本デジタル研究所株券等（証券コード：6935）
に対する公開買付けの開始に関するお知らせ**

有限会社ジェイ・ディ・エル技研は、本日、株式会社日本デジタル研究所の株券等を、別添のとおり公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以上

本資料は、有限会社ジェイ・ディ・エル技研（公開買付者）が株式会社日本デジタル研究所（本公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

平成28年10月31日付「株式会社日本デジタル研究所株券等（証券コード：6935）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

平成 28 年 10 月 31 日

各 位

会 社 名 有 限 会 社 ジ ョ イ ・ デ ィ ・ エ ル 技 研
代 表 者 名 取 締 役 前 澤 和 夫
問 合 せ 先 弁 護 士 檀 柔 正 / 同 盛 里 吉 博 / 同 田 中 貴 大
(T E L . 0 3 - 6 8 8 8 - 1 0 0 0)

株式会社日本デジタル研究所株券等（証券コード：6935）

に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

有限会社ジェイ・ディ・エル技研（以下「公開買付者」といいます。）は、本日、株式会社日本デジタル研究所（コード番号：6935、株式会社東京証券取引所市場第一部、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

公開買付者は、昭和 62 年 12 月 24 日に有限会社として設立され、損害保険の代理業及び資産管理業等を主たる事業の内容としており、本日現在において、対象者の代表取締役社長である前澤和夫（以下「前澤和夫氏」といいます。）がその発行済株式の全部を所有し、かつ、前澤和夫氏がその唯一の取締役を務めております。公開買付者は、本日現在、株式会社東京証券取引所市場第一部へ上場している対象者株式 13,099,900 株（所有割合 38.64%）を所有しており、対象者の筆頭株主です。

今般、公開買付者は、対象者株式の全て（ただし、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することにより、対象者株式を非公開化するための取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することといたしました。

本公開買付けは本取引の一環として行われるものであり、その概要は以下のとおりです。

- （1）対象者の名称
株式会社日本デジタル研究所
- （2）買付け等を行う株券等の種類
普通株式
- （3）買付け等の価格
普通株式 1 株につき、金 2,420 円
- （4）買付け等の期間
平成 28 年 11 月 1 日（火曜日）から平成 28 年 12 月 20 日（火曜日）まで（34 営業日）
- （5）決済の開始日
平成 28 年 12 月 28 日（水曜日）
- （6）買付予定の株券等の数
買付予定数 20,805,116 株
買付予定数の下限 10,902,600 株

買付予定数の上限 なし

(7) 公開買付代理人

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

なお、公開買付代理人は、その事務の一部を再委託するために以下の復代理人を選定しています。

カブドットコム証券株式会社（復代理人） 東京都千代田区大手町一丁目3番2号

なお、本公開買付けの具体的内容は、本公開買付けに関して公開買付者が平成28年11月1日に提出する公開買付届出書をご参照ください。

以 上

本プレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。本プレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとしします。

本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) (その後の改正を含みます。以下同じです。) 第 13 条 (e) 項又は第 14 条 (d) 項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であることなどから、米国の証券関連法の違反を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。さらに、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人又はその役員に対して、米国外の裁判所において提訴することができない可能性があります。加えて、米国外の会社及びその子会社・関連会社を米国の裁判所の管轄に服せしめることができる保証はありません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとしします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとしします。

本プレスリリース中の記載には、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933) (その後の改正を含みます。) 第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 第 21E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知もしくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本プレスリリース中の「将来に関する記述」は、本プレスリリースの日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

本プレスリリースの発表、発行又は配布は、国又は地域によって法律上の制限が課される場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、仮に本プレスリリースが受領されても、本公開買付けに関する株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとしします。

公開買付者又は対象者の各フィナンシャル・アドバイザー（その関連会社を含みます。）は、その通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 規則 14e-5(b) の要件に従い、対象者の株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本語で開示された場合には、当該買付けを行ったフィナンシャル・アドバイザーの英語ホームページ（又はその他の公開開示方法）においても開示が行われます。